

宇陀を駆けた人々

「本居宣長篇 3」

伊勢本街道を歩く

宣長ら一行は、多武峰、吉野、飛鳥などを巡り、明和9年（1772）3月12日に萩原へ戻ってきました。往路の3月6日に泊まった同じ旅籠に宿をとりました。『菅笠日記（すががさのにつぎ）』には、旅籠名が書かれていないので、残念ながら、どの旅籠に泊まったかは、わかっていません。

翌13日、一行は、萩原から松坂への帰りは、道を変えて、まだ歩いたことがない「赤羽根（あかばね）越え」ともいわれている少々険しい道を帰ることとしました。街道の分岐点・札の辻（ふだのつじ）から、まだ見たことのない「伊勢本街道」を歩きはじめました。

榛原と室生との境である石割峠を越え、田口、黒岩、山粕、桃俣、菅野をひたすら歩きました。この日は、多気まで行く予定でしたが、雨がひどく降り、風も激しいので、その手前の石名原（いしなはら／三重県津市美杉町）での宿泊となりました。

た。翌日の14日には、松坂の自宅へ戻り、10日間の大和への旅が終わりました。

自宅の「鈴屋（すずのや）」は、松坂城内（三重県松阪市殿町）に移築され、現在は「国特別史跡本居宣長旧宅」として公開されています。また、近くには「本居宣長記念館」があり、宣長の関係史料が収蔵・展示されています。



文・柳澤一宏（文化財課）



赤埴の道標

「人権」コーナー

節目の年です

1948年12月10日、第3回国際連合総会で「世界人権宣言」が採択されました。この「宣言」は、第2次世界大戦

の深い反省に立ち、平和の実現のためには、人権の確立が不可欠であるという理念に基づいて、すべての人びとや国が達成すべき人権についての基準を前文と全30条にわたって示しています。本年はこの「宣言」が採択されて70年の節目の年にあたります。

また、本年は、人権の確立に大切な役割を果たす人権擁護委員制度発足70周年、「毎月11日は『人権を確かめあう日』」の設定30周年にもあたります。

「人権は侵すことのできない永久の権利として保障されている」といわれています。人権獲得のための先人たちのたゆまぬ努力により実現しているものと感謝してやみません。

しかし、昨今、国内では、「インターネットによる人権侵害」「ヘイトスピーチ」など新たな人権問題が発生してきました。また「いじめ」や「虐待」など人権が守られず苦しんでいる人たちもいます。さらに国外においては、内戦やテロなど、今なお、

命を脅かされながら生きている人たちがいます。

障害者や高齢者、児童に対する虐待防止法のほか、「DV防止法」「いじめ防止法」「子どもの貧困対策法」などこれまでさまざまな法律が制定されてきました。そして2016年、「部落差別解消推進法」「ヘイトスピーチ解消法」「障害者差別解消法」の「人権三法」と呼ばれる法律が新たに施行されました。これらの法律が実現した背景には、目を覆いたくなるような人権侵害の実態に対し、それらの解決を求める各方面の取り組みの大きなうねりがあるのです。

残念ながら、差別や偏見はだれの心の中にもあります。だからこそ、人権問題は自分自身の問題としてとらえる意識を高め、人権感覚を一層磨くことが大切なのではないでしょうか？このような法律を必要としなくても人権が尊重される世の中になっただけの素晴らしいものですね。

